

2021年度の主な改定と変更

1. 認定・審査の手順と方法 (2020.12.23)

「2.6.3 認定継続審査」に下記の記述を追加。

項目	変更前	変更後
2.6.3	なし	認定有効期間中のプログラムが、その最終有効年度以前に認定継続審査を希望し認定された場合は、その審査を受けた年度から新たに始まる最大6年間の認定有効期間及び審査結果が有効となる。一方、この認定継続審査で認定の継続が認められなかった場合は、前回審査結果に基づく認定有効期間及び審査結果が引き続き有効であり、最終有効年度の翌年度に再度認定継続審査を受けることができる。

2. 自己点検書作成の手引き (2020.12.23)

「2. 概要編」に下記の記述を追加。

項目	変更前	変更後
2.5	なし	2.5 新型コロナウイルス感染症の影響により採られた教育内容の記載 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン等に変更されて実施された教育方法や教育内容に関しては、教育機関全体としての対応方針（特に、実験、実習はどういう方法を採用したか等）を簡潔に記載してください。個々の科目の対応については記載不要です。

以上